

京都市日本保育協会主催 人材確保研修

「不適切な保育」の未然防止
と
「望ましくない」と考えられるかかわりの改善

令和6年3月12日(火)

株式会社福祉総研KYOSTA事業部 安岡知子

(園のコンサルタント／特定社会保険労務士)

R5年5月12日発出(こども家庭庁&文科省)の通知文

「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」



(1) ガイドラインの策定

- ・保育所等における虐待・不適切保育に関する実態調査結果にて、「不適切な保育」の捉え方や保育所、自治体における取組・対応にばらつきが見られた
- ・今後の対策として、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し、「不適切な保育」の考え方を明確化するなど、虐待等を未然に防止できるような環境・体制づくり、負担軽減策や保育実践における不安等に寄り添う巡回支援の強化を行う

(2) 児童福祉法の改正による制度的対応の検討

(3) 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化

(4) 幼稚園等について

- ・幼稚園等においても、体罰に準ずる行為はもちろんのこと、幼児の心身に悪影響を及ぼすような不適切な保育はあってはならず、こどもの安全・安心が最も配慮されるべきである。各幼稚園等におかれては、ガイドライン「2(1)より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等」を参照しつつ、日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むとともに、不適切な保育の未然防止に取り組んでいただきたい

R5年5月12日公表(こども家庭庁)のガイドライン

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

<考え方の整理>



■虐待

「**身体的虐待**」、「**性的虐待**」、「**ネグレクト**」、「**心理的虐待**」に該当する行為

■虐待等

「虐待」に加えて「**こどもの心身に有害な影響を与える行為**」を含んだ行為

※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為
その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義

■不適切な保育

「虐待等」と疑われる事案

※これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリーとを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」と言えないものも含まれており、「不適切な保育」を見直した

■「望ましくない」と考えられるかかわり

こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわり

児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「**児童虐待**」とは、**保護者**(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)**がその監護する児童**(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)**について行う次に掲げる行為**をいう。

- 一 児童の**身体に外傷**が生じ、又は生じるおそれのある**暴行**を加えること。
- 二 児童に**わいせつな行為**をすること又は児童をして**わいせつな行為**をさせること。
- 三 児童の**心身の正常な発達を妨げる**ような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と**同様の行為の放置**その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する**著しい暴言**又は**著しく拒絶的な対応**、児童が**同居する家庭における配偶者に対する暴力**(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の**身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動**をいう。)その他の児童に**著しい心理的外傷を与える言動**を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 **何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。**

「手引き」、「セルフチェックリスト」

「不適切保育」という言葉が
初めて使われた！！

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「不適切保育に関する対応について」
事業報告書（別添）

不適切な保育の未然防止及び 発生時の対応についての 手引き

令和3年3月

株式会社キャンサースキャン



人権擁護

子どもを尊重する保育

保育所・認定こども園等における

人権擁護のための セルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～

全国保育士会





<転写禁止>

社会保険労務士法人人財総研 / 株式会社福祉総研KYOSTA事業部

「不適切な保育」の解釈の見直し

「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」／全国保育士会

【カテゴリー:「良くない」と考えられるかかわり】

- ① 子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり
- ② 物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴なかかわり
- ④ 一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり
- ⑤ 差別的なかかわり



「虐待等」と疑われる事案

虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、
心理的虐待に該当する行為)に加えて
「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を
含んだ行為

「望ましくない」と考えられるかかわり

こどもの人権擁護の観点から

「望ましくない」と考えられるかかわり

- ①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり
- ②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ
- ③罰を与える・乱暴なかかわり
- ④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり
- ⑤差別的なかかわり

こどもの人権擁護の観点とは

子どもの権利条約

1989年**子どもの基本的人権**を国際的に保障するために定められた条約

4つの原則

- ・ 生命、生存及び発達に対する権利
- ・ 子どもの最善の権利
- ・ 子どもの意見の尊重
- ・ 差別の禁止



こども基本法(2023.4.1施行)

目的

日本国憲法と**子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもの人権**が守られながら、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指し、基本的な考え方や国がやるべきことを定めて、こどもに関する施策を総合的に推進する

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

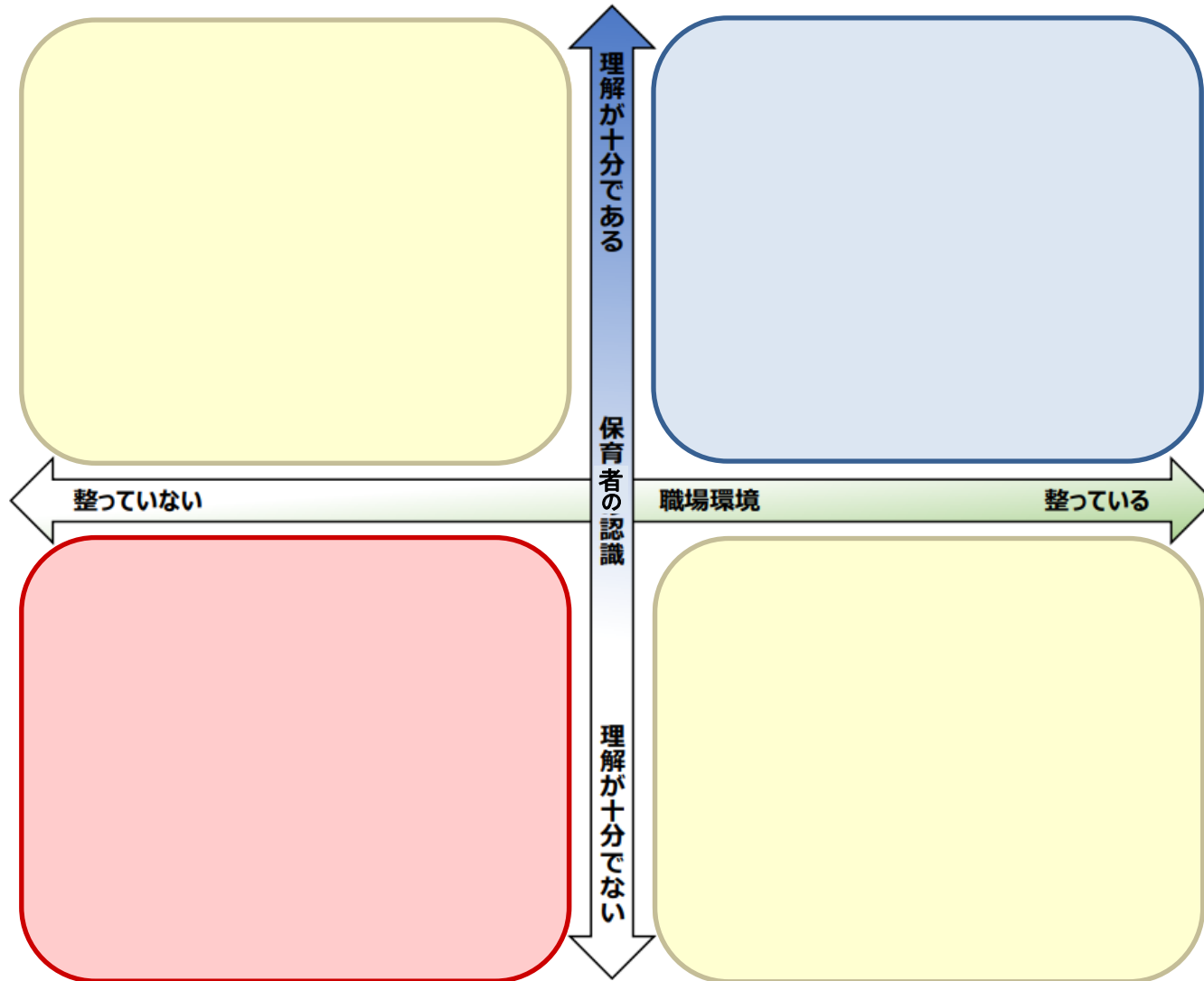
虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

「望ましくない」と考えられるかかわりが生じる背景



利用者に対する、保育の専門職の倫理

子どもや**保護者等**の利用者に対する倫理責任

- 人権を尊重する
- 公平に接する
- 事実と専門知識に基づいて判断する
- 専門的な関係をもち、相手の感情や態度に振り回されない
- 守秘義務を守る
- 情報共有は適切な判断に基づいて行う
- 主体的であり、自発的に行動する
- 相手の主体性を尊重し、自己決定を促す

職場環境を整える

■ 時間的環境

■ 物的環境

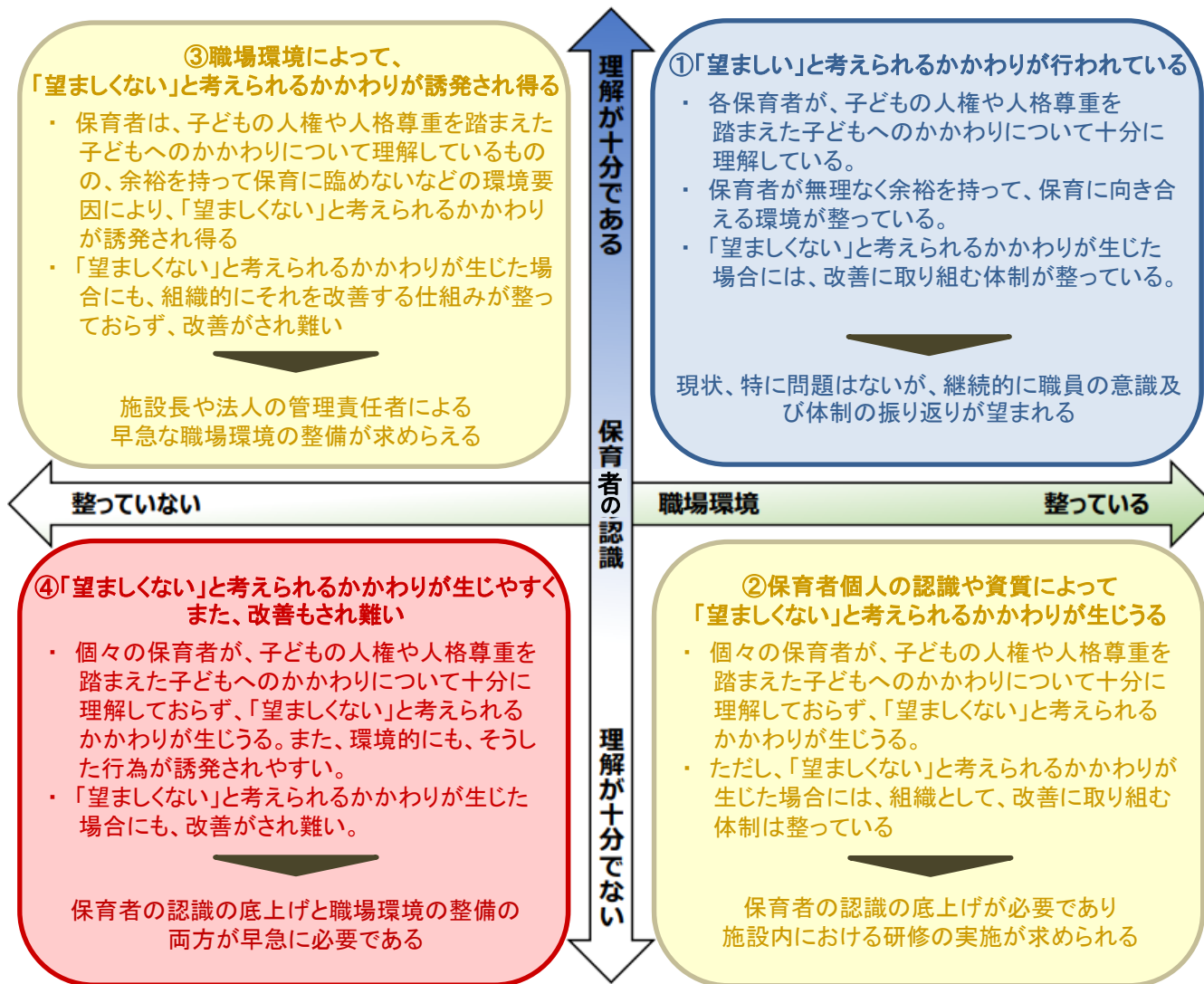
□ 望ましいかかわりのモデル

□ マニュアルやルール

□ 研修

□ 専門知識

「望ましくない」と考えられるかかわりが生じる背景



現場の教育・保育の確認と保育者育成

理事長・園長の役割

子どもの権利条約

4つの原則

- ・ 生命、生存及び発達に対する権利
- ・ 子どもの最善の権利
- ・ 子どもの意見の尊重
- ・ 差別の禁止

「望ましくない」と考えられるかかわりに該当しない

- ① 子ども一人一人の人格を尊重しないかかわり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴なかかわり
- ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠けるかかわり
- ⑤ 差別的なかかわり

園の理念 教育・保育方針・目標

事例園

＜教育・保育目標＞5つの力を育てます

●考える力

疑問を持つことこそ考える力、保育者がきちんと応えます

●創造する力

素直な心が感動を呼び、創造する力を養います。共に感動しよう！

●がんばる力

困難にも、励ましながら乗り越えられる頑張る力を育みます

●成長する力

かけっこ、スポーツ大好き、健康と体づくりをします

●生きる力

やさしい気持ち、思い思われる大切さを育みます

リーダーの役割

現場の教育・保育の確認
保育者の育成

保育の専門職としてふさわしくない言葉の例



- ・脅し
- ・行動や人格の否定
- ・否定的な感情の吐き出し
- ・罰の示唆
- ・執拗に長い説教
- ・強要
- ・子ども同士の比較
- ・あきれ
- ・冷やかしやからかい
- ・謝罪の強要
- ・保護者の否定
- ・乱後な言葉

<転写禁止>

事例園

<教育保育目標> 5つの力を育てます

●考える力

疑問を持つことこそ考える力、保育者がきちんと応えます

●創造する力

素直な心が感動を呼び、創造する力を養います。共に感動しよう！

●がんばる力

困難にも、励ましながら乗り越えられる頑張る力を育みます

●成長する力

かけっこ、スポーツ大好き、健康と体づくりをします

●生きる力

やさしい気持ち、思い思われる大切さを育みます

このような保育者について、事例園の保育目標の観点を踏まえ、あなたはどのような対話や振り返りをしますか。

リーダー研修で実施したワークの回答例

■対話

- ・Aくんがどんな気持ちになるか、職員室で問いかけてみる
本人に考えてもらい、どう声をかけたらよいかを一緒に検討する
- ・頭ごなしに、その声かけはダメというのではなく、なぜこの声かけをしたのか、理由を聞いてみる(専門職として保育者の立場や考えを尊重する)
たとえば、Aくんを誘いたくて声をかけたなら、別の方法がなかったかを考えてもらう

■振り返り

- ・子ども同士の比較は、Aくんの「がんばる力」「成長する力」を削ぐことになる
- ・先生がやってみせて、Aくんに「先生とやってもらえたらうれしいな」と誘う
そして、やる気になったAくんと先生と一緒にやってみて、どうしたらできるか「考える力」を養う(無理には誘わない)
- ・Aくんには、特に声をかけない方がいいと思う
Aくんには、他のできることで、お披露目できる場をつくる
- ・できたBくんについては、できたことをみんなで褒めて、できた喜びを感じてもらい、「生きる力」を育むことにつなげる

リーダーの皆さんができること

園内で、「対話や振り返り」を行う

コラム：保育士・保育教諭の“気づき”

保育には様々なシーンが存在し、また、その中でのこどもへの接し方はこどもの個性や状況に応じて柔軟に行われるものである。その一つ一つの行為を、何が適切で何が不適切なのか定義することはできず、保育士・保育教諭一人一人が、状況に応じた判断を行う必要がある。そうした判断力を身に付けるためには、こどもの人権についての理解を深めるのはもちろんのこと、保育士・保育教諭が、自分が行っている保育を振り返る中で、改善点につながる課題、自身のかかわりの特徴等への気づきを得ていく必要がある。

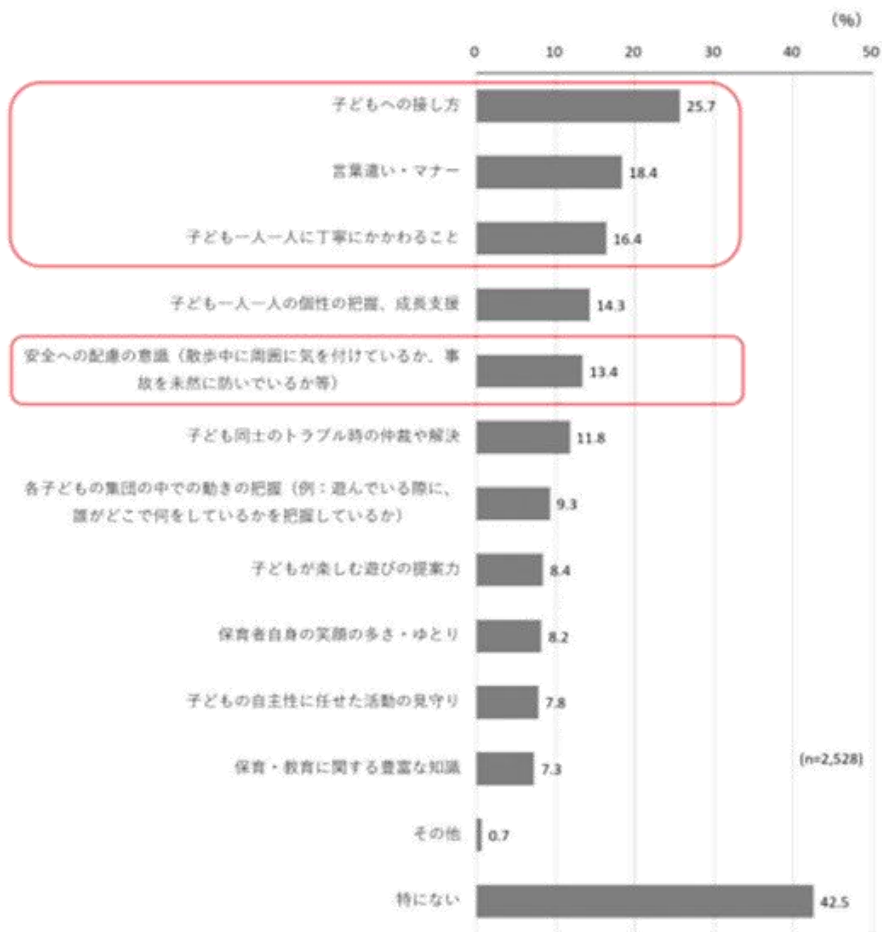
保育所における自己評価ガイドラインハンドブックでも、「保育士等が、評価を適切に実施して、子どもや保育についての理解を深め、よりよい保育の実現に向けたアイデアを生み出す上で、様々な人たちと語り合い、多様な視点を取り入れたり、自分の思いや直感を言葉にして発信したりすることは、とても大きな意味を持つ」とされ、そのための職員間での「こどもへのかかわりや配慮、保育の状況などについての対話」が推奨されている。

保育所において、職員間での「対話」が生まれる体制を整備し、保育士・保育教諭等が“気づき”を得られる環境を作っていくことは、施設長・園長やリーダー層の重要な役割である。

ガイドラインP.13より抜粋

保護者アンケート

(図表3) 子どもが通う施設の保育者(保育士、幼稚園教諭等)について課題だと感じること



- 1) 子どもへの接し方
- 2) 言葉遣い・マナー
- 3) 子ども一人一人に丁寧に
かかわること
- 4) 子ども一人一人の個性の
把握、成長支援

(資料) 日本総合研究所 [2022]

(注) 現在通う、もしくは通っていた施設についての回答。複数回答(いくつでも)。

<転写禁止>

社会保険労務士法人人財総研 & 株式会社福祉総研KYOSTA事業部
〒160-0023
東京都新宿区西新宿6-15-1 セントラルパークタワー ラ・トゥール新宿707
TEL 03-6279-0262 E-mail k-jinzai@fukushi-soken.com

講師プロフィール

やすおか ともこ
安岡 知子

**園のコンサルタント
特定社会保険労務士**

**株式会社福祉総研 KYOSTA事業部 事業部長
社会保険労務士法人 人財総研 役員
公益社団法人 全国私立保育連盟 理事**



子ども・子育て支援制度や教育・保育業界の動向に精通している
認定こども園、幼稚園、保育所をメインに園経営、園運営を支援、コンサルティングを実施している
教育・保育団体主催の研修会、セミナーの講師を多数務める

【著書】

それぞれの園のための就業規則 / フレーベル館
園のためのマイナンバー取扱いキット / フレーベル館

<転写禁止>

社会保険労務士法人人財総研 / 株式会社福祉総研KYOSTA事業部